

TEPCO

電気需給約款

[低圧]

令和7年4月1日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

電気需給約款

目 次

I 総 則	1
1 対象となるお客さま	1
2 需給約款の変更	2
3 定 義	3
4 単位および端数処理	4
5 実 施 細 目	5
II 契約の締結	6
6 需給契約の申込み	6
7 需給契約の成立および契約期間	6
8 需 要 場 所	7
9 需給契約の単位	7
10 供 給 の 開 始	7
11 供給電気方式、供給電圧および周波数	8
12 供 給 の 单 位	8
13 需給契約書の作成	8
III 契約種別および料金	9
14 契 約 種 別	9
15 スタンダードプラン	9
16 動 力 プ ラ ン	23
IV 料金の算定および支払い	26
17 料金の適用開始の時期	26
18 料金の算定期間	26
19 使用電力量の算定	26

20 料金の算定	27
21 日割計算	27
22 料金の支払義務および支払期日	28
23 料金その他の支払方法	28
24 延滞利息	30
V 使用および供給	31
25 適正契約の保持	31
26 需要場所への立入りによる業務の実施	31
27 違約金	31
28 損害賠償および債務の履行の免責等	31
29 設備の賠償	32
VI 契約の変更および終了	33
30 需給契約の変更	33
31 名義の変更	33
32 需給契約の廃止	33
33 解約等	34
34 需給契約消滅後の債権債務関係	35
VII 供給方法、工事および工事費の負担	36
35 供給方法および工事	36
36 工事費負担金等相当額の申受け等	36
VIII その他の	37
37 準拠法	37
38 管轄裁判所	37
39 信用情報の共有	37
附則	39

別 表 41

I 総 則

1 対象となるお客さま

(1) この電気需給約款〔低圧〕(以下「この需給約款」といいます。)は、原則として当社が電磁的方法(インターネットを利用する方法をいいます。)により提供するサービス(当社が指定するものに限ります。)の適用を受けるお客さまに対して、次の地域を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して当社が低圧で電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。

イ 北海道エリア

北海道

ロ 東北エリア

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県

ハ 関東エリア

栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県(富士川以東)

ニ 中部エリア

愛知県、岐阜県(一部を除きます。)、三重県(一部を除きます。)、静岡県(富士川以西)および長野県

ホ 北陸エリア

富山県、石川県、福井県(一部を除きます。)および岐阜県の一部

ヘ 関西エリア

滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県(一部を除きます。)、福井県の一部、岐阜県の一部および三重県の一部

ト 中国エリア

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部および愛媛県の一部

チ 四国エリア

徳島県、高知県、香川県(一部を除きます。)および愛媛県(一部を除きます。)

リ 九 州 エ リ ア

福岡県, 佐賀県, 長崎県, 大分県, 熊本県, 宮崎県および鹿児島県

- (2) この需給約款は、お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の供給設備の新設後、料金適用開始の日以降1年に満たないで供給設備の撤去を行なう需要には、適用いたしません。
- (3) この需給約款は、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

2 需給約款の変更

- (1) 当社は、次の場合には、この需給約款を変更することがあります。この場合、当社は、実施期日および変更後の電気需給約款〔低圧〕について、相当な予告期間をおいて、電磁的方法により周知するものとし、実施期日以降の電気料金その他の供給条件は、契約期間満了前であっても、変更後の電気需給約款〔低圧〕によります。

- イ 当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、この需給約款を変更する必要が生じた場合
ロ 電源の調達価格の高騰その他経済情勢の変化等の合理的な理由により、当社がこの需給約款を変更する必要があると判断した場合

- (2) 当社は、この需給約款を変更しようとする場合、変更しようとする事項について、その変更に先だって、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）を交付し、または電磁的方法により提供し、説明いたします。

また、変更した事項、需給契約を変更した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地について、この需給約款の変更後遅滞なく、電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）を交付し、または電磁的方法により提供いたします。

なお、その他の事項については、原則として契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付または電磁的方法による提供ならびに説明を省

略いたします。

3 定 義

次の言葉は、この需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低 圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(2) 電 灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小 型 機 器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契 約 主 開 閉 器

契約上設定されるしや断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしや断し、お客様において使用する最大電流を制限するものをいいます。

(6) 契 約 電 流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(7) 契 約 容 量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(8) 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(9) 消 費 税 等 相 当 額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

なお、料金率、基準単価および離島基準単価には消費税等相当額を含みます。

(10) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(11) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(12) 平均燃料価格等算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格または離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4 単位および端数処理

この需給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、15(スタンダードプラン)(4)口により算定された値が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力を0.5キロワットといたします。また、16(動力プラン)(2)によりお客さまと当社との協議が調った場合は、契約電力を0.5キロワットとすることがあります。
- (3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第

1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。

- (4) 料金その他の計算における基本料金、電力量料金、最低月額料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この需給約款の実施上必要な細目的事項は、この需給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の締結

6 需給契約の申込み

(1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの需給約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、電磁的方法、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備、蓄電池、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

- (2) 契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客様から申し出いただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を当社所定の様式により申し出いただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。ただし、当該一般送配電事業者等との接続供給契約が調わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、需給契約の成立の日に遡って需給契約を解約することができます。この場合には、その理由をお知らせいたします。

また、当社は、需給契約の成立に先だって、契約締結前交付書面を交付し、または電磁的方法により提供し、説明し、需給契約の成立後遅滞なく、

契約締結後交付書面を交付し、または電磁的方法により提供いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、廃止または解約により需給契約が消滅する日までといたします。

ロ 当社がこの契約種別を終了する場合の契約期間の終期は、イにかかわらず、この契約種別を終了する日といたします。

なお、この場合には、この契約種別を終了する6月前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。

ハ お客様の需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イおよびロにかかわらず、原則として当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

8 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 需給契約の単位

当社は、原則として、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。ただし、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客様からの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたときを除きます。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客様の需給契約の申込みを承諾したときには、お客様と協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった

場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

12 供 給 の 単 位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

III 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別
電灯需要	スタンダードS
	スタンダードA
	スタンダードL
	スタンダードX
電力需要	動力プラン

15 スタンダードプラン

(1) スタンダードS

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等（北海道エリア、東北エリア、関東エリア、中部エリア、北陸エリアまたは九州エリアを供給区域とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限ります。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さままで、契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。

ロ 契約電流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般

送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

a 北海道エリヤ

契約電流10アンペア	378円41銭
契約電流15アンペア	567円62銭
契約電流20アンペア	756円82銭
契約電流30アンペア	1,135円23銭
契約電流40アンペア	1,513円64銭
契約電流50アンペア	1,892円05銭
契約電流60アンペア	2,270円46銭

b 東北エリヤ

契約電流10アンペア	327円81銭
契約電流15アンペア	491円72銭
契約電流20アンペア	655円62銭
契約電流30アンペア	983円43銭
契約電流40アンペア	1, 311円24銭
契約電流50アンペア	1, 639円05銭
契約電流60アンペア	1, 966円86銭

c 関 東 エ リ ア

契約電流10アンペア	311円75銭
契約電流15アンペア	467円63銭
契約電流20アンペア	623円50銭
契約電流30アンペア	935円25銭
契約電流40アンペア	1, 247円00銭
契約電流50アンペア	1, 558円75銭
契約電流60アンペア	1, 870円50銭

d 中 部 エ リ ア

契約電流10アンペア	297円01銭
契約電流15アンペア	445円52銭
契約電流20アンペア	594円02銭
契約電流30アンペア	891円03銭
契約電流40アンペア	1, 188円04銭
契約電流50アンペア	1, 485円05銭
契約電流60アンペア	1, 782円06銭

e 北陸エリア

契約電流10アンペア	353円11銭
契約電流15アンペア	529円67銭
契約電流20アンペア	706円22銭
契約電流30アンペア	1, 059円33銭
契約電流40アンペア	1, 412円44銭
契約電流50アンペア	1, 765円55銭
契約電流60アンペア	2, 118円66銭

f 九州エリア

契約電流10アンペア	323円41銭
契約電流15アンペア	485円12銭
契約電流20アンペア	646円82銭
契約電流30アンペア	970円23銭
契約電流40アンペア	1, 293円64銭
契約電流50アンペア	1, 617円05銭
契約電流60アンペア	1, 940円46銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

a 北海道エリア

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	30円88銭
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	37円52銭
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	41円64銭

b 東北エリア

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	31円88銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	38円56銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	42円72銭

c 関東エリア

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円80銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円40銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円49銭

d 中部エリア

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	30円66銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	37円23銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	41円33銭

e 北陸エリア

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円95銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円63銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円76銭

f 九州エリア

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	30円90銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	37円59銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	41円74銭

(ハ) 最低月額料金

(イ) および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

a 北海道エリア

1 契 約 に つ き	330円51銭
-------------	---------

b 東北エリア

1 契 約 に つ き	332円63銭
-------------	---------

c 関東エリア

1 契 約 に つ き	328円08銭
-------------	---------

d 中部エリア

1 契 約 に つ き	327円39銭
-------------	---------

e 北陸エリア

1 契 約 に つ き	331円57銭
-------------	---------

f 九州エリア

1 契 約 に つ き	332円63銭
-------------	---------

(2) スタンダードA

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等（関西エリア、中国エリアまたは四国エリアを供給区域とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限ります。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

ロ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情等に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ハ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって

算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 関 西 エ リ ア

電 力 量 料 金	定額料金	1 契約につき最初の15キロワット時まで	1,393円18銭
	従量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	30円61銭
		120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	37円28銭
		300キロワット時をこえる1キロワット時につき	41円40銭

(ロ) 中 国 エ リ ア

電 力 量 料 金	定額料金	1 契約につき最初の15キロワット時まで	1,449円59銭
	従量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	32円00銭
		120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	38円66銭
		300キロワット時をこえる1キロワット時につき	42円79銭

(ハ) 四 国 エ リ ア

電 力 量 料 金	定額料金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	1,362円26銭
	従量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	32円04銭
		120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	38円74銭
		300キロワット時をこえる1キロワット時につき	42円90銭

(3) スタンダードL

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等（北海道エリア、東北エ

リア、関東エリア、中部エリア、北陸エリアまたは九州エリアを供給区域とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限ります。) の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。

口 契 約 容 量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 3 (契約容量の算定方法) により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1) ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

a 北海道エリヤ

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	378円41銭
---------------------	---------

b 東 北 エ リ ア

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	327円81銭
---------------------	---------

c 関 東 エ リ ア

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	311円75銭
---------------------	---------

d 中 部 エ リ ア

契約容量1キロボルトアンペアにつき	297円01銭
-------------------	---------

e 北 陸 エ リ ア

契約容量1キロボルトアンペアにつき	353円11銭
-------------------	---------

f 九 州 エ リ ア

契約容量1キロボルトアンペアにつき	323円41銭
-------------------	---------

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

a 北 海 道 エ リ ア

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	30円88銭
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	37円52銭
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	41円64銭

b 東 北 エ リ ア

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	31円88銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	38円56銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	42円72銭

c 関 東 エ リ ア

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円80銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円40銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円49銭

d 中部エリア

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	30円66銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	37円23銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	41円33銭

e 北陸エリア

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円95銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円63銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円76銭

f 九州エリア

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	30円90銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	37円59銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	41円74銭

(4) スタンダードX

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等（関東エリア、中部エリアまたは関西エリアを供給区域とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限ります。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまに適用いたします。

ロ 契約電力

各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力（託送約款等に定める接続供給電力の最大値をいいます。）と前11月（特別の事情がある場合は、前11月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

- (イ) 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月まで（特別の事情がある場合は、料金適用開始の日から前月までの間でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この需給約款により電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者等の供給設備を利用される場合には、この需給約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上この需給約款によって受けた電気の供給とみなします。
- (ロ) 需要場所における負荷設備を増加される場合等で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月（特別の事情がある場合は、前11月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月（特別の事情がある場合は、前11月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
- (ハ) 需要場所における負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月（特別の事情がある場合は、前11月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間

の契約電力といたします。)は、需要場所における負荷設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまとの協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまとの協議によって定めた値を上回る場合(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまとの協議によって定めた値を上回る場合といたします。)は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

a 関 東 エ リ ア

契約電力1キロワットにつき	621円06銭
---------------	---------

b 中 部 エ リ ア

契約電力1キロワットにつき	604円50銭
---------------	---------

c 関 西 エ リ ア

契約電力1キロワットにつき	470円69銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

a 関東エリア

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円80銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円40銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円49銭

b 中部エリア

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	30円66銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	37円23銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	41円33銭

c 関西エリア

最初の300キロワット時までの1キロワット時につき	34円60銭
上記をこえる1キロワット時につき	41円40銭

(ハ) 最低月額料金

(イ) および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

a 関東エリア

1 契約につき	328円08銭
---------	---------

b 中部エリア

1 契 約 に つ き	327円39銭
-------------	---------

c 関 西 エ リ ア

1 契 約 に つ き	331円22銭
-------------	---------

16 動 力 プ ラ ン

(1) 適 用 範 囲

動力を使用され、託送約款等（関東エリア、中部エリアまたは関西エリアを供給区域とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限ります。）の動力標準接続送電サービスまたは動力時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまに適用いたします。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、需要場所における負荷設備の内容等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、この需給約款による電気の供給を受ける前に電気の供給を受けている場合は、この需給約款による電気の需給契約の申込みの際の契約電力を基準として定めます。

(3) 季節区分および時間帯区分

イ 季節区分は、次のとおりといたします。

(イ) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(ロ) 冬 季

毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(ハ) そ の 他 季

夏季および冬季以外の期間をいいます。

ロ 時間帯区分は、次のとおりといたします。

(イ) ピーク時間

毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。

(ロ) オフピーク時間

毎日午前7時から午前10時までの時間および毎日午後5時から午後11時までの時間をいいます。

(ハ) 夜間時間

ピーク時間およびオフピーク時間以外の時間をいいます。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(イ) 関東エリア

契約電力1キロワットにつき	1,098円05銭
---------------	-----------

(ロ) 中部エリア

契約電力1キロワットにつき	1,048円31銭
---------------	-----------

(ハ) 関西エリア

契約電力1キロワットにつき	1,021円91銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の季節別および時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

ピーク時間、オフピーク時間、夜間時間共通

(イ) 関東エリア

	夏季料金	冬季料金 その他季料金
1キロワット時につき	27円14銭	25円57銭

(ロ) 中部エリア

	夏季料金	冬季料金 その他季料金
1キロワット時につき	28円57銭	27円00銭

(ハ) 関西エリア

	夏季料金	冬季料金 その他季料金
1キロワット時につき	27円28銭	25円69銭

(5) その他の

イ 変圧器、発電設備、蓄電池等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

ロ お客様が負荷設備を取り替えまたは取り外される場合は、あらかじめ申し出させていただきます。

IV 料金の算定および支払い

17 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

18 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

19 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。
- (2) 料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
- (3) 動力プランの料金の算定期間の使用電力量は、(2)にかかわらず、料金の算定期間の季節別および時間帯別の使用電力量を合計した値といたします。
なお、料金の算定期間の季節別および時間帯別の使用電力量は、季節別および時間帯別に、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (4) 当社は、当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果を原則として電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。ただし、お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、紙面によりお知らせすることがあります。この場合、当社は、実費相当額を申し受けます。
- (5) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまとの協議によって定めます。

20 料 金 の 算 定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合
- ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- ハ 計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

21 日 割 計 算

- (1) 当社は、20（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
- イ 基本料金、定額料金または最低月額料金は、別表4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
- ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし、スタンダードプランの料金適用上の電力量区分については、別表4（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。
- ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 20 (料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

また、20 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

22 料金の支払義務および支払期日

(1) お客様の料金の支払義務は、当該一般送配電事業者等から検針の結果等を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日（以下「請求日」といいます。）に発生いたします。この場合の請求日は、託送約款等に定める検針日（以下「検針日」といいます。）といたします。ただし、検針日に検針が行なわれない等の事情により、当該一般送配電事業者等から検針の結果等を検針日の翌日以降に受領した場合は、当社が検針の結果等を受領した日といたします。また、需給契約が消滅した場合は、需給契約の消滅日以降に当社が検針の結果等を受領した日といたします。

(2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

ただし、お客様と当社との協議によって当社が継続して他の契約の料金と一緒に請求することとした場合の支払期日は、請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日またはお客様と当社との協議によって定めた毎月一定の日の翌日から起算して30日目といたします。

(4) 支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。

また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。

23 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、

当社が指定した金融機関等を通じてイまたはロにより支払っていただきます。ただし、料金がお客様の指定する口座から1回目の振替日に引き落とされなかった場合、料金がクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれなかった場合または当社の事情によりイもしくはロによる支払いができない場合等特別の事情がある場合には、ハにより支払っていただきます。

イ お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出させていただきます。

ロ お客様が当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出させていただきます。

ハ お客様が料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によせていただきます。

(2) お客様が料金を(1)イまたはロにより支払われる場合を除き、当社は、原則として、請求書の発行に係る手数料等これにともない要する費用に相当する金額を申し受けます。

(3) お客様が料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客様の指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、原則として、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

(4) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていた

だくことがあります。この場合、(3)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

- (5) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

24 延滞利息

(1) お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を23(料金その他の支払方法)(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客様が指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。

(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(3) 延滞利息は、原則として、お客様が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

V 使用および供給

25 適正契約の保持

当社は、需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

26 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (2) その他この需給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務

27 違 約 金

- (1) お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合または動力プランの適用を受け電灯もしくは小型機器を使用された場合で、料金の全部または一部の支払いを免れたときには、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この需給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

28 損害賠償および債務の履行の免責等

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が接続供給

を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害についての賠償および需給契約に係る債務の履行の責めを負わず、また、お客様の料金その他の債務の減免を行いません。

- (2) 33（解約等）によって需給契約を解約した場合または需給契約が消滅した場合には、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。

29 設備の賠償

お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

30 需給契約の変更

- (1) お客様が電気の需給契約の変更を希望される場合は、II（契約の締結）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。ただし、電気の需給契約を変更する場合（契約種別の変更を希望される場合を除きます。）の契約期間は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、従前の契約期間といたします。
- (2) 料金適用開始の日以降1年目の日までは、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。
- (3) 契約種別の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として計量期間等の始期といたします。

31 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客様が、これまで電気の供給を受けていたお客様の当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによるすることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、電磁的方法、口頭、電話等により申し出ていただきます。

32 需給契約の廃止

- (1) お客様が電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。
- (2) 需給契約は、33（解約等）および次の場合を除き、お客様が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
 - イ 当社がお客様の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。
 - ロ お客様の責めとなる理由により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

ハ 当社との需給契約を廃止し、他の小売電気事業者との需給契約等にもとづき当該需要場所において引き続き電気を使用される場合は、お客さまと当社との協議によって定めた日に需給契約が消滅するものといたします。

33 解 約 等

(1) 当社は、次の場合には、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

イ 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき。

ロ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ハ お客さまが他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ニ この需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他この需給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ホ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ヘ お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ト お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

チ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

リ お客さまがその他この需給約款に反した場合

(2) お客さまが、32（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。

34 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII 供給方法、工事および工事費の負担

35 供給方法および工事

当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

36 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当該一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 当該一般送配電事業者等から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消または変更される場合で、当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。

VIII そ の 他

37 準 抱 法

この需給約款に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものといたします。

38 管 轄 裁 判 所

需給契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

39 信 用 情 報 の 共 有

当社は、お客さまが33（解約等）(1)口、ハまたはニに該当する場合には、当該需給契約に係る名義、需要場所および料金の支払状況等について、他の小売電気事業者に提供することがあります。

附 則

附 則

1 実 施 期 日

この需給約款は、令和7年4月1日から実施いたします。

2 災害救助法が適用された場合等の特別措置

令和7年4月1日以降に災害が発生し、原則として災害発生日から1年以内に、災害救助法第2条第3項の規定により公示された区域のお客さままたは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災されたお客さまから、公示または指定の日が属する月の6月後の末日までにこの特別措置の適用の申出がある場合の料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

なお、当社は、お客さまの被害状況を確認するため、原則として罹災証明書等を提出していただきます。

- (1) 災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降のものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日をそれぞれ1月延伸いたします。
- (2) お客さまが被災された日（以下「被災日」といいます。）から引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月の6月後の末日までに限り、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない、料金を算定いたします。

イ 割引の対象

基本料金（スタンダードAの場合は定額料金とし、また、最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、20（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割引率

ハに定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 割引日数

割引日数は、料金の算定期間ごとに、被災日から引き続きまったく電気を使用しない期間の日数といたします。

- (3) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、36（工事費負担金等相当額の申受け等）にかかるわらず、工事費負担金等相当額を申し受けません。ただし、口に該当する場合には、原則として1回に限ります。
- イ 被災日から引き続きまったく電気を使用されず、需給契約を廃止された後、災害発生日が属する月の6月後の末日までに被災された需要場所において新たに需給契約の申込みをされた場合で、その申込みにおける契約電流、契約容量または契約電力が被災日の契約電流、契約容量または契約電力をこえないとき。
- ロ お客さまが、再建等のため、災害発生日が属する月の6月後の末日までに引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備または電流制限器等の取付位置の変更の申込みをされた場合で、その供給方法が被災日の供給方法と同一であるとき。
- (4) その他の事項については、本則に準ずるものといたします。

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客様からの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定さ

れた金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格等算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格等算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格等算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格等算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島平均燃料価格

(イ) 原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計

の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。ただし、当該値が(口)の離島平均燃料価格上限値を上回る場合の離島平均燃料価格は、(口)の離島平均燃料価格上限値といたします。

なお、離島平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格等算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格等算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格等算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各平均燃料価格等算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(口) 離島平均燃料価格上限値は、次のとおりといたします。

a 北海道エリア

1 キロリットルにつき	119,000円
-------------	----------

b 東北エリア

1 キロリットルにつき	119,000円
-------------	----------

c 北陸エリア

1 キロリットルにつき	119,000円
-------------	----------

d 中 国 エ リ ア

1 キロリットルにつき	119,000円
-------------	----------

e 九 州 エ リ ア

1 キロリットルにつき	119,000円
-------------	----------

ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値をいたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 北海道エリア、東北エリア、北陸エリア、中国エリアおよび九州エリア

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} &= (\text{平均燃料価格} - 86,100\text{円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000} \\ \text{調整単価} &+ (\text{離島平均燃料価格} - (3) \text{ の離島基準燃料価格}) \\ &\times \frac{(4) \text{ の離島基準単価}}{1,000} \end{aligned}$$

(ロ) 関東エリア、中部エリア、関西エリアおよび四国エリア

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} &= (\text{平均燃料価格} - 86,100\text{円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000} \\ \text{調整単価} & \end{aligned}$$

ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格等算定期間の平均燃料価格または離島平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格等算定期間に応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格等算定期間に応する燃料費調整単価適用期間

は、次のとおりといたします。

平均燃料価格等算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間等

ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

イ 北海道エリア

1 キロワット時につき	18銭 4厘
-------------	--------

ロ 東北エリア

1 キロワット時につき	18銭 5厘
-------------	--------

ハ 関東エリア

1 キロワット時につき	18銭 3厘
-------------	--------

ニ 中部エリア

1 キロワット時につき	18銭 3厘
-------------	--------

ホ 北陸エリア

1 キロワット時につき	18銭 5厘
-------------	--------

ヘ 関西エリア

1 キロワット時につき	18銭 5厘
-------------	--------

ト 中国エリア

1 キロワット時につき	18銭 4厘
-------------	--------

チ 四国エリア

1 キロワット時につき	18銭 6厘
-------------	--------

リ 九州エリア

1 キロワット時につき	18銭 5厘
-------------	--------

(3) 離島基準燃料価格

離島基準燃料価格は、次のとおりといたします。

イ 北海道エリア

1 キロリットルにつき	79,300円
-------------	---------

ロ 東北エリア

1 キロリットルにつき	79,300円
-------------	---------

ハ 北陸エリア

1 キロリットルにつき	79,300円
-------------	---------

ニ 中国エリア

1 キロリットルにつき	79,300円
-------------	---------

ホ 九州エリア

1 キロリットルにつき	79,300円
-------------	---------

(4) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

イ 北海道エリア

1 キロワット時につき	1厘
-------------	----

ロ 東北エリア

1 キロワット時につき	1厘
-------------	----

ハ 北陸エリア

1 キロワット時につき	0 厘
-------------	-----

ニ 中 国 エ リ ア

1 キロワット時につき	1 厘
-------------	-----

ホ 九 州 エ リ ア

1 キロワット時につき	3 厘
-------------	-----

(5) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イおよびロの各平均燃料価格等算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格ならびに(1)ハによって算定された燃料費調整単価を当社ホームページ等でお知らせいたします。

3 契約容量の算定方法

15 (スタンダードプラン) (3)ロの契約容量は、次により算定いたします。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流单相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流单相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流单相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

4 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、定額料金または最低月額料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ただし、20（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ スタンダードプランの料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) スタンダードSおよびスタンダードL

a 北海道エリア

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 280\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

－第1段階料金適用電力量

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

b 東北エリア、関東エリア、中部エリア、北陸エリアおよび九州エリア

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 300 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

－第1段階料金適用電力量

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) スタンダードA

a 関西エリアおよび中国エリア

$$\text{定額料金適用電力量} = 15 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、定額料金適用電力量とは、イにより算定された定額料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 105 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの従量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 285 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

－第1段階料金適用電力量

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの従量料金が適用される電力量をいいます。

b 四国エリア

$$\text{定額料金適用電力量} = 11 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、定額料金適用電力量とは、イにより算定された定額料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 109 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの従量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 289 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

－第1段階料金適用電力量

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの従量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) スタンダードX

a 関東エリアおよび中部エリア

(イ) bに準ずるものといたします。

b 関西エリア

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 300 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ニ) 20 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、(イ)、(ロ)および(ハ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

(ホ) (イ)、(ロ)および(ハ)によって算定された定額料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロに

いう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

(3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロに
いう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたしま
す。